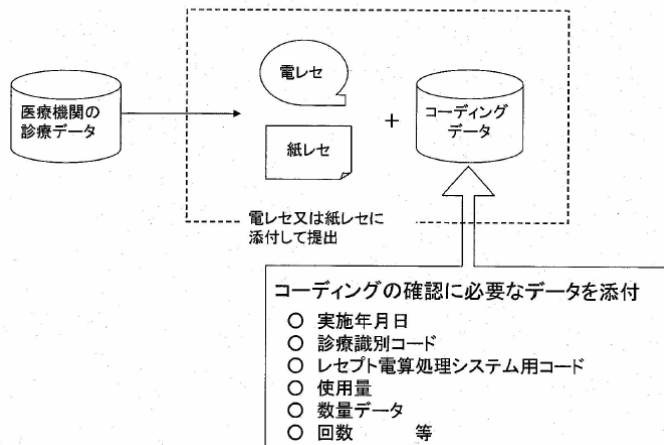


中医協「2008年度第3回 診療報酬調査専門組織・DPC 評価分科会」 来年1月診療分から出来高データを義務化

厚労省は10月3日、中医協の診療報酬調査専門組織・2008年度第3回のDPC評価分科会で、DPCレセプト提出時に包括評価部分の診療行為の内容が分かるデータ添付の義務化を、来年1月診療分から開始すると報告した。DPCで包括されている部分について、「中身が見えないブラックボックス」などの指摘があったことから、出来高請求する場合のデータで診療内容を明らかにし、適切なコーディング

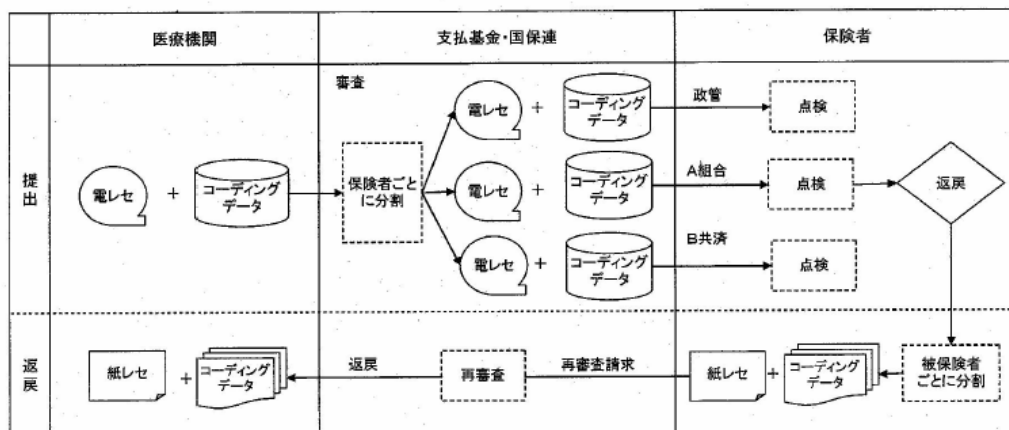
出来高情報の添付について



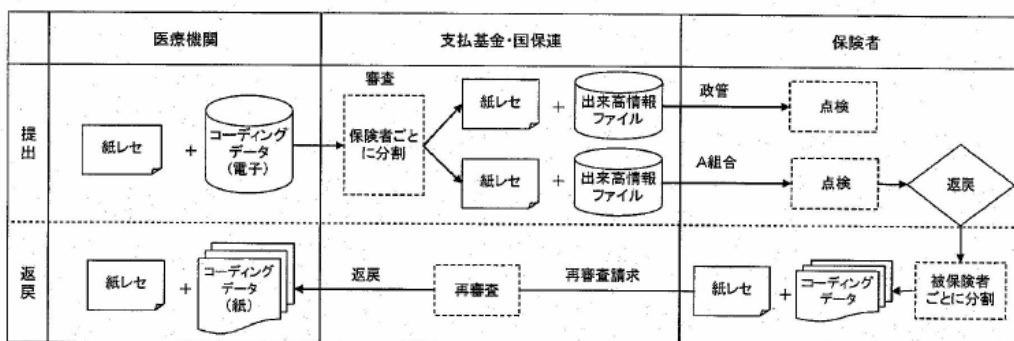
が行われているか確認できるようにすることが目的。2008年度の改定項目に盛り込まれた。

具体的には、診療データからコーディングの確認に必要なデータ（コーディングデータ）を抽出し、将来的にオンライン請求が可能な様式にして、レセプトとは別に、電子媒体で提出する。医療機関のシステム改修コストや事務負担を軽減するため、1入院期間ではなくレセプト請求月のみの提出とした。ただ、次回改定では、オンラインで直近3カ月分のデータ提出を求める方針。

出来高情報ファイルを添付したレセプト提出・返戻の流れ (レセプト電算処理システムにより請求する場合)



出来高情報ファイルを添付したレセプト提出・返戻の流れ (紙レセプトにより請求する場合)



DPCLレセプトを紙にて提出している医療機関についても出来高情報は電子媒体にて提出

委員からは、「出来高情報を出すのであれば、“適切なコーディング”とは何であるかという議論が十分なされていることが条件になる」(酒巻哲夫委員・群馬大学医療情報部教授)、「費用負担が大きい。次の改定まで待てないのか」(邊見公雄オブザーバー・赤穂市民病院長)など慎重な対応を求める意見も挙がったが、来年1月診療分から実施することを了承した。

また、DPCの出来高情報の提出と併せて、患者さんから明細書の発行を求められたときは、入院中に使用した薬剤や実施した検査の名称を明細書に付記する“努力義務”も同時に開始する。その際、明細書の発行手数料は請求できるが、入手の妨げとなるような高額な費用を設定することはできないとしている。

DPCレセ審査で支払基金と国保連の統一基準作成

分科会では、社会保険診療報酬支払基金(支払基金)や国民健康保険団体連合会(国保連)でのDPCレセプトの審査体制にも言及。支払基金の保険審査委員会や国保連の国民健康保険診療報酬審査委員会の委員がDPCに詳しくなく、明確な審査基準もないことから、「審査をあまりしていない地域がある」(吉田英機委員・昭和大学医学部名誉教授)。吉田委員は、そういった現状を改善するため、支払基金でDPCレセプトの審査をする全国規模のグループを作り、そこで1つの審査基準を作って、国保連もそれに合わせる方向で動いていることを紹介した。

(図表は厚労省資料より)